

かたり通信

福井から原発を止める
裁判の会 会報

SINCE MAY 2012



◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせは・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻柄谷町 14-1 まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

〒914-0041 福井県敦賀市布田町 84-1-18

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

口座名：福井から原発を止める裁判の会

ゆうちょ払込票 00760-6-108539

普通預金 記号 13340 番号 06371031

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード!)

コロナ禍の中でも(だからこそ)!

新たな仮処分の申し立ても!

皆様、いかがお過ごしでしょうか。脱原発の思いを抱く多くの支援者の皆さんと同様に、私たちの会も新型コロナウイルス感染拡大により活動を自粛せざるを得ず、また各地の裁判所で闘われている差止裁判の口頭弁論も延期を余儀なくされています。できること、しなければならないことをぼちぼちとやるしかないですよ。

紙面による総会議決について

今年の総会の持ち方についての対応が遅れてしまったことについてお詫びします。いつもは6月前後に開催していた定期総会ですが、今回については、会則の第六条(総会)の「総会議案は参加した会員数の過半数をもって承認・決定する。」の部分「総会議案は書面参加した会員数の過半数をもって承認・決定する。」と読み替えることで議案を承認していただくこととしました。ご理解・ご協力をお願いいたします。詳細については同封の「福井から原発を止める裁判の会」2020年総会の開催にかかる書面議決の実施について」及び関連資料をご一読ください。

樋口英明元裁判長の講演会の延期

既に葉書でお知らせしていますが、今年5月16日(土)に予定していた樋口英明元裁判長の福井での講演会を延期することとしました。樋口さんは福井地方裁判所に在任中の2014年5月21日、関電の大飯原発3・4号機の運転差し止めを命じる判決を下し、さらに2015年4月14日にはが関電の高浜原発3・4号機の再稼働差し止めを求めた仮処分申請に対し、住民側の申し立てを認める決定を出しています(これについては名古屋家裁に異動後、継続審理のために仮処分決定を出すことが可能であった。)。退官後は福井県以外では多くの講演会等で、主として基準地震動の問題を中心に原発の危険性を訴えておられますが、判決・決定を下した舞台となった福井での講演については、打診はしていたのですが、なかなか承諾がいただけませんでした。それが今年2月上旬に内諾をいただき、判決・決定の舞台となった福井ならではの構成にしようと開催に向けての準備を進めていた最中での

新型コロナウイルス感染の拡大でした。3月末には今回の講演は無期延期とすることを事務局内で決定。樋口さんからは「やむを得ないご判断だと思えます。私も福井には必ず伺いたいと思っておりますので、是非またお声をかけて下さい。」という返信をいただいております、いつか必ず福井での講演を実現したいと考えております。

新型コロナウイルス関連の工事中止・運転停止の申し入れ

新型コロナウイルス感染拡大防止のために、停止中の原発の安全を確保する作業を除いて、原発での一切の工事・作業の中止と原発の運転停止を求める要望書を福井県及び関西の市民団体が関西電力に対して4月28日に提出しました。この要望書では以下の4点について実行するよう関西電力に求めています。

1. 原発の定期検査・老朽化対策工事・特重施設工事など、全ての作業を中止すること
2. 事故が起これば避難できないため、運転中の高浜4号、大飯3・4号を停止すること
3. 地元の民宿等に対して、関電の責任で休業補償を行うこと
4. 下請けを含む全ての労働者に対して、関電の責任で休業補償を行うこと

新型コロナウイルス関連の仮処分申し立て

上記のことと関連して、新型コロナウイルスがまん延する中で原発事故が起きた場合、避難が「密」となって安全に避難できず、生命に深刻な被害を受ける恐れがあるとして、関西電力の原発7基(稼働中又は定期検査中の美浜3号機、大飯3、4号機、高浜1～4号機)の運転差し止めを求める仮処分を福井県を含む4府県の6人(福井県3人、兵庫県1人、京都府1人、大阪府1人)が5月18日に大阪地裁に申し立てました。申立人のお一人は「誰かが声をあげなければならぬ、決して放置できない緊急課題と考えた」と述べています。

原発事故の際には、バスや車に乗り合わせての移動や多数の人が集まる避難所へ避難は「3密」状態を作り出し、避難そのものも人の移動は好ましくないとする新型コロナ対策と矛盾しています。

住民側代理人の海渡雄一弁護士は「避難に加え、事故時は収束作業のため作業員が免震重要棟の中にこもらなければならず、ここでも3密が生まれる」と指摘。外は高濃度汚染地帯となるので、本来なら開放したいはずの窓も開けられない！河合弘之弁護士は「感染予防と正反対の環境で、避難は不可能。住民は放射性物質から逃げられず、生命や生活に重大な被害を受ける危険がある」と指摘しています。

老朽原発学習会の報告について

本会で昨年12月1日に実施した老朽原発学習会の報告を同封しました。具体的には40年を超えて運転されようとしている関西電力の高浜1、2号機、美浜3号機の運転延長の処分無効を求める裁判で、名古屋地方裁判所に提訴されてから4年が経過しています。この報告は裁判の弁護団事務局長の藤川誠二弁護士に裁判の経過・争点について語っていただいたものを文字起こししたものです。争点の中心のひとつは「放射線照射脆化」です。いささか難しい部分もあるかもしれませんが、老朽原発の運転延長の問題点についてあらためて確認していただくために是非ご一読ください。

宗教者核燃裁判の原告二次募集

青森県六ヶ所村の原子力施設(再処理工場など)の運転差止めを求める裁判が、今年の3月9日に東京地方裁判所で提訴されました。被告は日本原燃株式会社です。この裁判は実質的には最も環境汚染の避けられない再処理工場を始めとする核燃料サイクル(プルトニウム利用)事業の廃止を求めるものです。一次提訴では211名が提訴。現

在二次提訴のための原告を募集中です。原告が一定数(100名)に達した時点で二次提訴を行うとのことです。同封のちらしをご一読ください。ウェブでは「宗教者核燃裁判」で検索してください。

福井県及び石川県の原発差止訴訟概況

(係争中のもの：2020年5月末現在)

(※各裁判のホームページや新聞記事などを参考に編集子が整理しました。コロナ禍により5月末時点での状況と通信がお手元に届く6月中旬時点での状況とでは違いが生じている可能性があります。原則として文責は編集子にあります。)

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：大阪地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟
- ◇ 被告：国、2017年12月より関西電力が加わる。
- ◇ 提訴日：2012年6月12日
- ◇ 主たる争点等：基準地震動の過小評価(ばらつきのとらえ方、「地震データ改竄問題」など)及び火山灰に対する措置の問題。
- ◇ 経過：昨年未より口頭弁論期日の間隔を短縮することになり審理が加速されている。3月16日の第33回口頭弁論期日は、新型コロナウイルス感染防止のため傍聴席の数が制限された。この期日で原告は『地震規模のばらつき』を含む、火山以外の他の論点について裁判所の判断が速やかに示されることを求めて、火山に関する主張を論点から外すこととする」と説明。裁判長は次回期日を5月12日と確認。報告会では遅くとも今年9月には結審、年度内には判決が出るだろうという見通しが示された。
- ◇ 今後の予定：第34回期日は延期となる。次回期日は未定。

■ 大飯原発3、4号機

- ◇ 係属裁判所：京都地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力

- ◇ 提訴日：2012年11月29日
- ◇ 主たる争点等：事故時の避難の困難性、活断層を含む地盤特性の問題点、基準地震動、火山灰、津波、核燃料溶融対策など。
- ◇ 経過：第25回口頭弁論期日(2019年11月28日)では、京都府南丹市美山町の今井崇(たかし)さんが、若狭の原発が事故を起こしたら、同地域の貴重な自然が一挙に失われてしまうことや避難の困難性について訴える。弁護団は、大飯原発の地盤について被告関電の主張や反論をくつがえす第67準備書面を提出。3月3日の第26回口頭弁論期日は取り消し。その後の6月2日についても同様。裁判所は7月を考えているが流動的。

■ 大飯原発3、4号機、高浜原発1～4号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：大津地裁
- ◇ 裁判の種類：民事訴訟
- ◇ 被告：関西電力
- ◇ 提訴日：2013年12月24日
- ◇ 主たる争点等：福島第一原発事故の原因論、判断枠組み論、新規制基準の合理性、基準地震動の過小評価問題等々多岐にわたる。
- ◇ 経過：第25回口頭弁論期日(12月10日)では、原発の地震に関する基準はその安全性を保障するほどには成熟していないこと及び原発マネー還流事件(このような事件を惹起する関電に原発を運転する資格はない!)について主張。3月10日に予定されていた第26回口頭弁論期日は取り消し。その後の予定については未定。

■ 高浜原発1、2号機、美浜原発3号機

- ◇ 係属裁判所：名古屋地裁
- ◇ 裁判の種類：行政訴訟

- ◇ 被告:国
- ◇ 提訴日:2016年4月14日
- ◇ 主たる争点等:新規制基準適合性審査の過誤・欠落に加え、40年超運転延長認可に係る審査基準の不合理性、審査の是非が争点。
- ◇ 経過:高浜1、2号機と美浜3号機について、別々の事件として審理が進められている。2020年1月22日の口頭弁論では、住民側は「強震動予測と原発の耐震設計」及び「関西電力金銭不正受領事件」について陳述。5月7日の口頭弁論期日は取り消し。現時点では8月27日に口頭弁論を予定。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:金沢地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力
- ◇ 提訴日:2012年6月26日
- ◇ 主たる争点等:2016年4月27日、原子力規制委員会は有識者会合が1号機原子炉建屋直下の断層について「活断層と解釈するのが合理的」とした報告を受理。この結果がくつつがえらなければ1号機は再稼働できず、2号機も大幅な耐震工事が必要。
- ◇ 経過:原告側は早期結審を求めているが、裁判所は規制委員会の判断を待つべきとしている。しかし規制委による審査がいつまでに終わるのかは全く見通しが立っていない。2019年11月21日の第29回口頭弁論期日で住民側は早期の結審を求めたが、裁判長は前述の態度を変えず。3月5日に予定されていた第30回口頭弁論期日は中止。今後については、7月13日に第30回口頭弁論期日が予定されている。

■ 志賀原発1及び2号機

- ◇ 係属裁判所:富山地裁
- ◇ 裁判の種類:民事訴訟
- ◇ 被告:北陸電力の代表取締役5名
- ◇ 提訴日:2019年6月18日
- ◇ 主たる争点等:本件原発の再稼働ない再稼働を前提とした行為を行うことは、善管注意義務及び忠実義務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働及び再稼働を前提とした行為の差止を請求する。

務違反であり、会社法第360条の株主差止請求権に基づき、再稼働及び再稼働を前提とした行為の差止を請求する。

◇ 経過:2019年12月16日に第2回口頭弁論が行われた。原告小嵐喜知雄さんが意見陳述。「私は進行性のがんと闘いながら、人生をかけて本訴訟に取り組んでいます。それを『訴権の濫用』と言うのなら、株主無視・人間性無視を自ら裁判所や社会全体に表明することになります」と被告らに猛省を促す。住民側代理人は、関西電力幹部等の金品受領問題、原発の根本的危険性などについて陳述。

その後予定されていた第3回口頭弁論期日(3月4日)及び第4回(5月25日)のいずれも中止。今後については未定。



[Editor's note] 私事めいて恐縮です。昨年の6月26日に富山県富山市で行われた北陸電力の株主総会。総会に出席する仲間を送り出し、その後は北電の本社前で、石川の多名賀さん、北野さん、そして富山の山崎さんのお三方のスピーチと福井の私の歌(へたくそなギター付き)を順番にやりながら、うだるような暑さの中で3時間近くにわたり脱原発をアピールし続けました。その時に本社前で一緒だった山崎さん、そして総会に出席された同じく富山の小嵐さんが相次いでこの4月に逝去されました。脱原発を通じての数年間の短いお付き合いでしたが、大変インパクトのある出会いを頂いた気がしています。お二人の遺志の一部でも受け継いでいけたらと思っています。(編集子)。